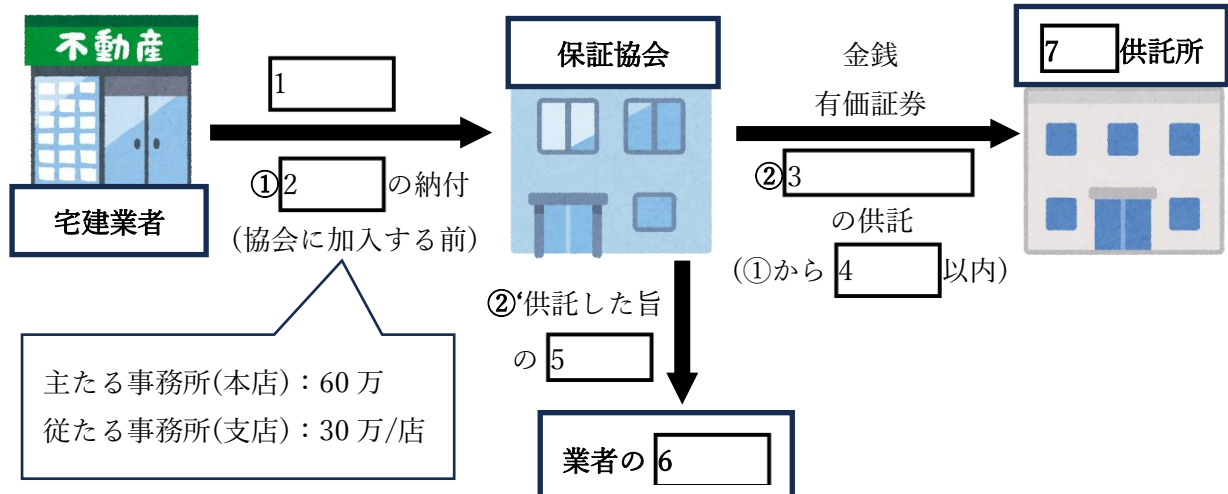


第6章 保証協会

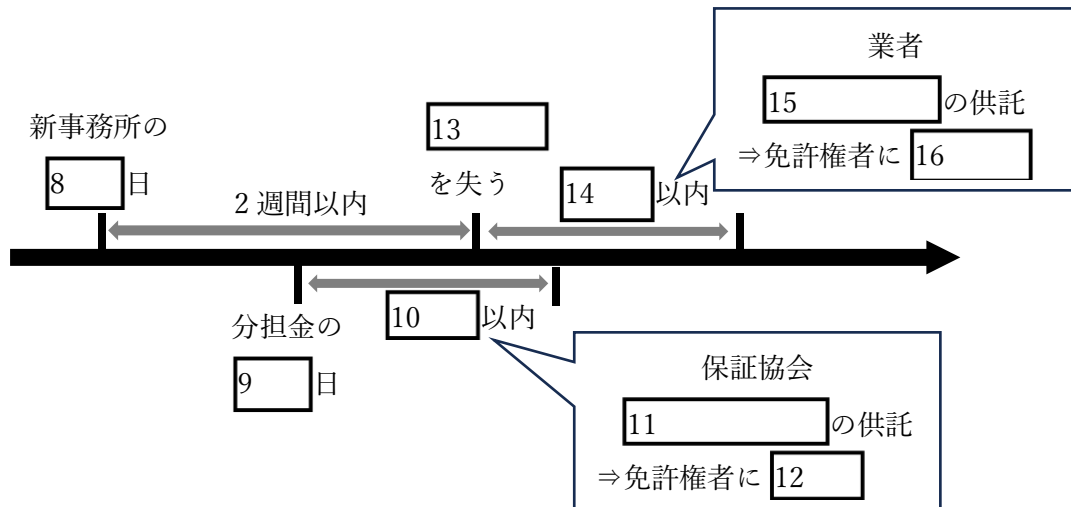
※1・2節は割愛します。

3節 弁済業務保証金分担金の納付

問1. 分担金(弁済業務保証金分担金)の納付について、以下の空欄を埋めよ。

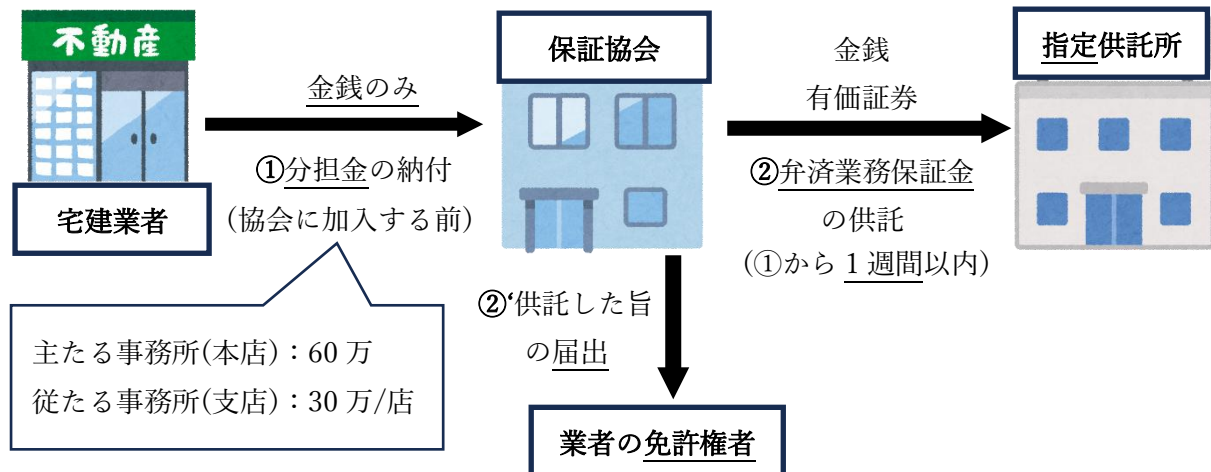


○ 保証協会の社員である業者が**事務所を新設**する場合。

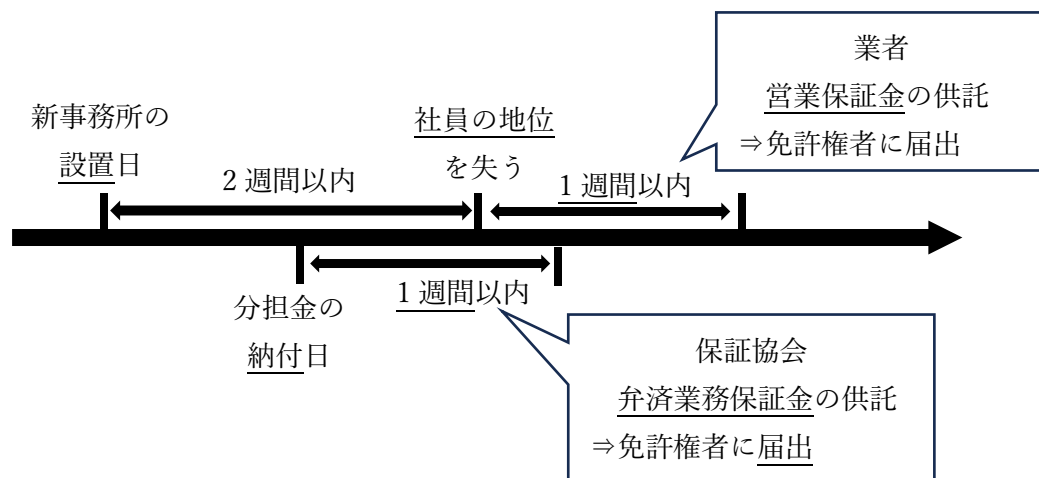


【答え】3節 弁済業務保証金分担金の納付

解答1. 分担金(弁済業務保証金分担金)の納付



○ 保証協会の社員である業者が**事務所を新設**する場合。

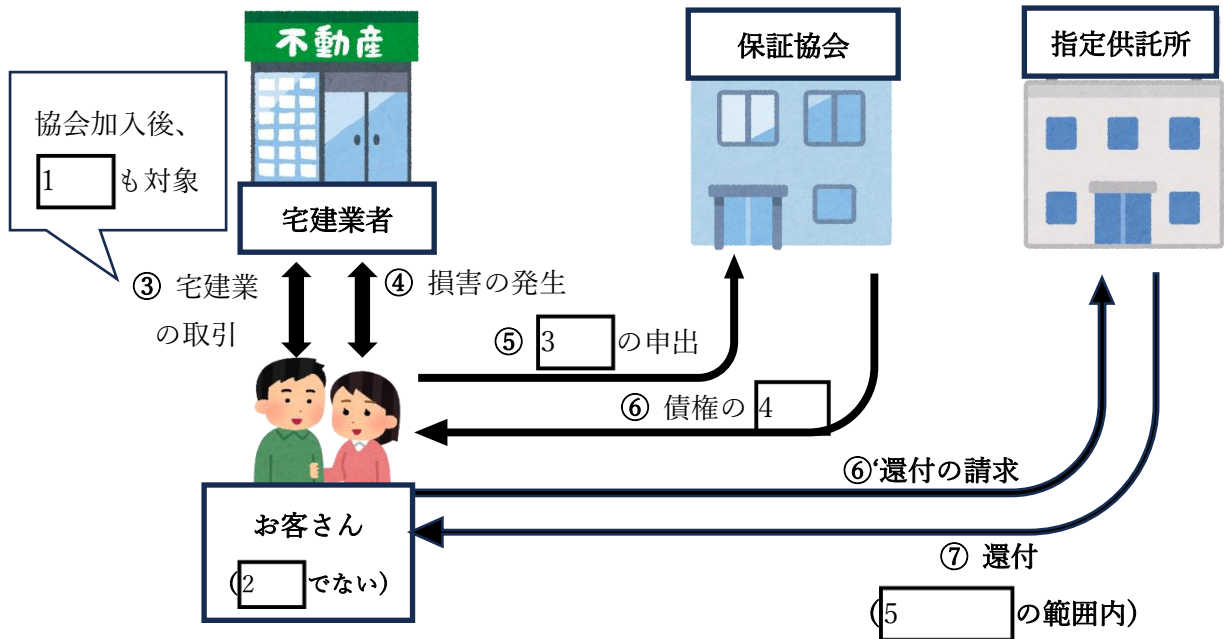


【思い出す】上の解答を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 業者が分担金を納付した後の流れを説明せよ。
2. 保証協会の社員である業者が、事務所を新設する場合の手続きの流れを説明せよ。
3. 2で業者が分担金を納付しなかった場合の手続きの流れを説明せよ

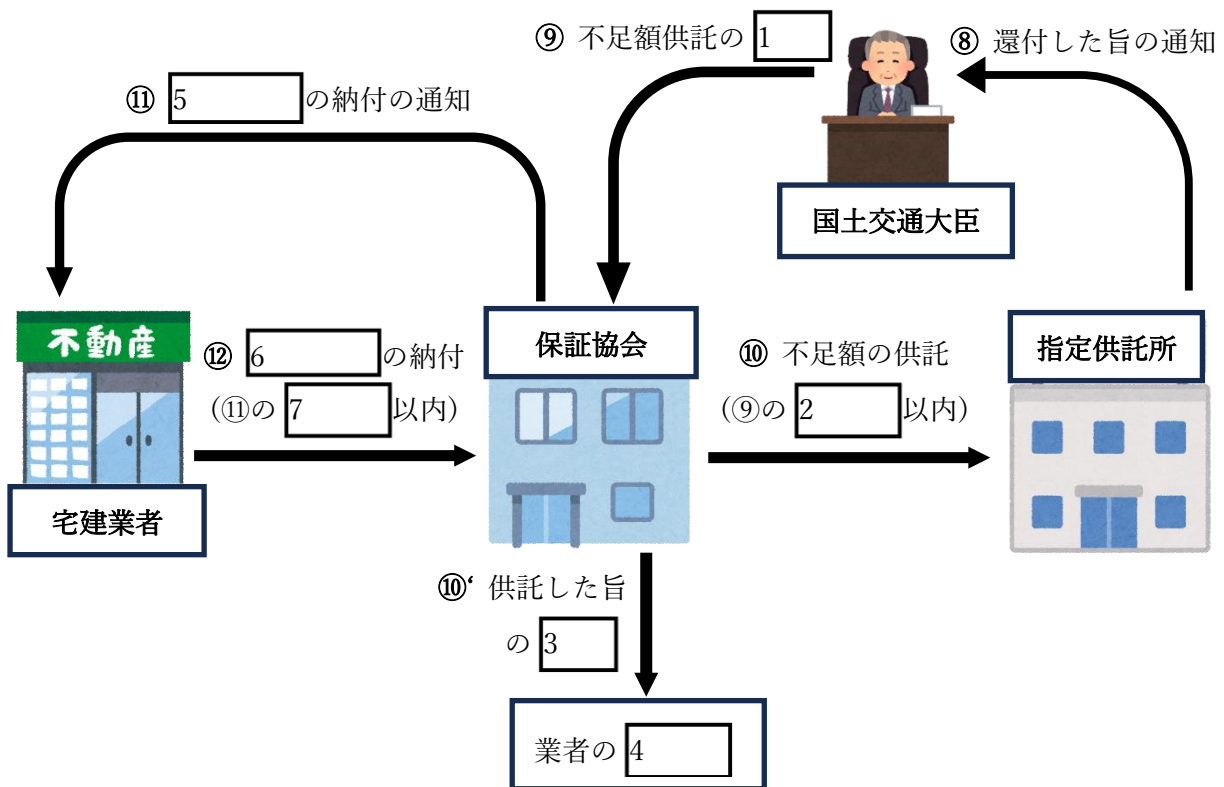
4節 弁済業務保証金の還付

問1. 弁済業務保証金の還付に関して、以下の空欄を埋めよ。(③からスタート)



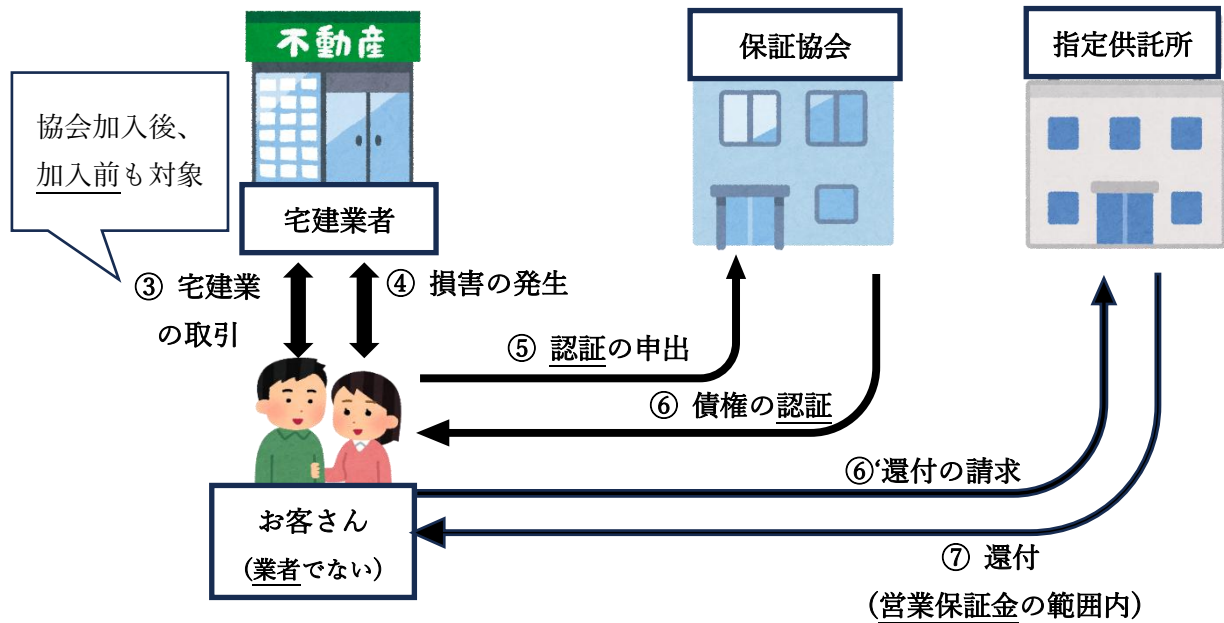
5節 弁済業務保証金の不足額の供託・還付充当金の納付

問1. 弁済業務保証金の還付後の流れについて、以下の空欄を埋めよ。(⑧からスタート)



【答え】4節 弁済業務保証金の還付

解答1. 弁済業務保証金の還付（③からスタート）

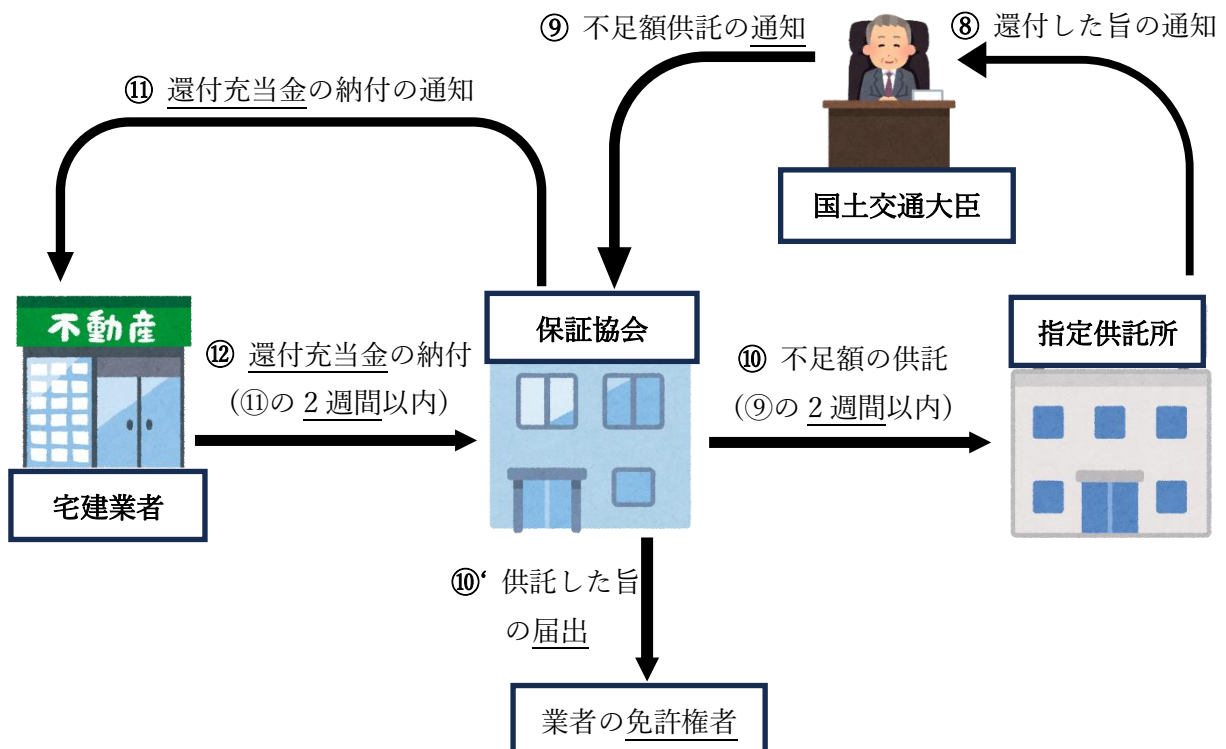


【思い出す】上の解答を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 弁済業務保証金の還付を受けるためのおおまかな流れを説明せよ。

【答え】5節 弁済業務保証金の不足額の供託・還付充当金の納付

解答1. 弁済業務保証金の還付後の流れ（⑧からスタート）

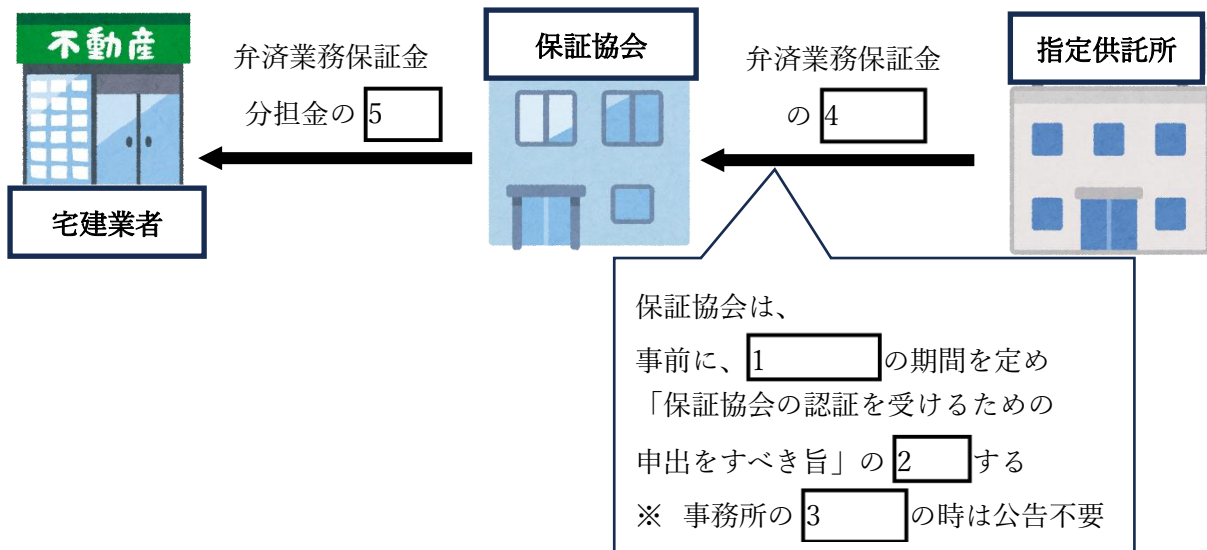


【思い出す】上の解説を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 弁済業務保証金の還付後の手続きのおおまかな流れを説明せよ。

6節 弁済業務保証金の取戻しなど

問1. 弁済業務保証金の取戻しなどについて、以下の空欄を埋めよ。



7節 その他のポイント

1 とは、

社員である宅建業者が倒産した場合などで、還付充当金が納付されなくなるリスクに備え、保証協会があらかじめ積み立てておく金銭のこと

2 とは、

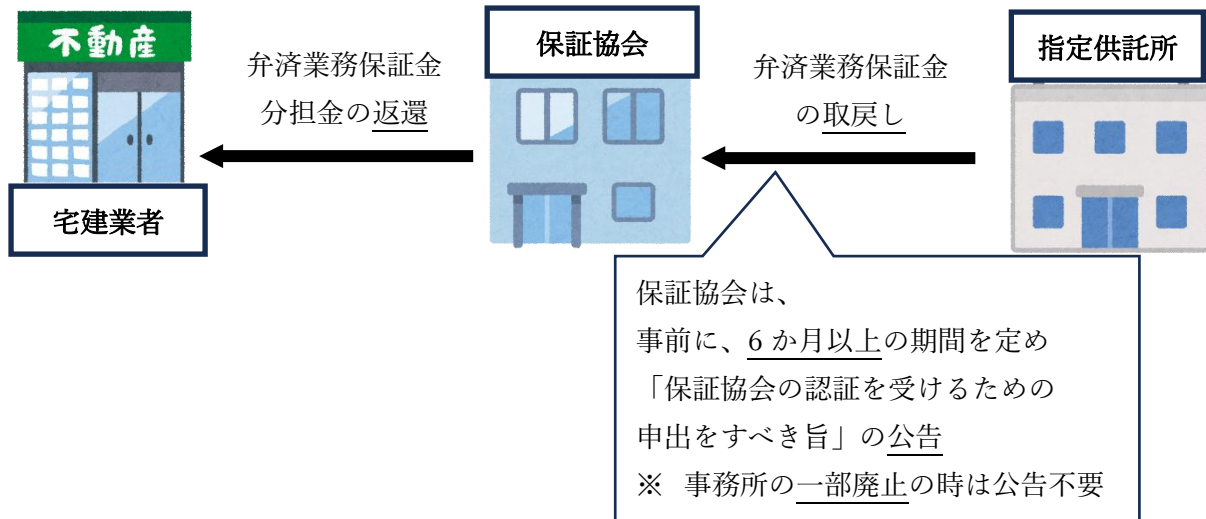
弁済業務保証金準備金を充当してもなお 3 があるとき、

社員が保証協会に対して納付する、弁済業務保証金分担金の額に応じた割合の金額のこと。

全社員は、保証協会から納付すべき通知を受けてから 4 に 5 を納付しなければならない。期限内に納付しなければ、6 を失う。

【答え】6節 弁済業務保証金の取戻しなど

解答1. 弁済業務保証金の取戻し



【思い出す】上の解答を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 弁済業務保証金を取り戻す前に、保証協会が行うべき手続きの流れを説明せよ。
2. 1の公告が不要なケースはどういう時か。

【答え】7節 その他のポイント

弁済業務保証金準備金とは、
社員である宅建業者が倒産した場合などで、還付充当金が納付されなくなるリスクに備え、
保証協会があらかじめ積み立てておく金銭のこと

特別弁済業務保証金分担金とは、
弁済業務保証金準備金を充当してもなお不足があるとき、
社員が保証協会に対して納付する、弁済業務保証金分担金の額に応じた割合の金額のこと。
全社員は、保証協会から納付すべき通知を受けてから 1か月以内に特別弁済業務保証金分担金を納
付しなければならない。期限内に納付しなければ、社員としての地位を失う。